

島根労働局発表

平成26年 9月29日

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 北尾 正樹  
室長補佐 石倉 達男  
賃金指導官 金坂 正也

当

TEL 0852-31-1158

## 島根県最低賃金が10月5日から時間額679円になります

—10月3日にJR松江駅前で広報活動を行います—

島根県最低賃金は、平成26年10月5日（日）から現行の時間額664円を15円引き上げ時間額679円に改定されます。

島根労働局では、効力発生にあわせて、島根県最低賃金の改定及び最低賃金制度について、広く県民に周知し、最低賃金の履行確保を図るため、島根労働局幹部職員が下記日程でパンフレットを配布する広報活動を実施します。

### 1 日 時

平成26年10月3日（金）午前7時45分から同8時15分

### 2 場 所

JR松江駅北口、南口

最低賃金制度は、事業若しくは職業の種類又は地域に応じて賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、例年、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成される島根地方最低賃金審議会において慎重に審議が行われ、改正決定されています。

本年は、同審議会において島根県最低賃金額を現行の664円から15円引き上げ、

時間額679円とすることが決定され、平成26年10月5日から適用されることとなりました。

(参 考)

## 1 最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、特定の産業で働く労働者に適用される「産業別（特定）最低賃金」（島根県では6業種）の2種類があります。

使用者は、島根県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法に基づき、処罰されることがあります。

### (1) 適 用

島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

### (2) 金 額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

## 2 最低賃金法（抜粋）

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

### 3 島根県最低賃金の適用労働者について

島根県最低賃金の適用労働者は、総務省統計局発表の「平成24年経済センサス活動調査」によると約249,500人です。

「平成26年最低賃金に関する基礎調査」(注1)の結果によると、15円の引上げによる影響率(注2)は4.11%です。

注1…「平成26年最低賃金に関する基礎調査」とは、島根地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資するため、低賃金労働者の賃金実態を的確に把握することを目的として、県内の対象事業所のうち一定の業種・規模のものを抽出調査したものです。

注2…「影響率」とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことです。

### 4 過去5年間の改正状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
引上額	1円	12円	4円	6円	12円
時間額	630円	642円	646円	652円	664円